

角地緩和の適用を受けられる敷地

(法53条)

建築基準法 第53条第3項

第一号 略

第二号 街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で**特定行政庁が指定するもの**の内に建築物

特定行政庁が指定するもの (町田市建築基準法施行細則)

第22条 法第53条第3項第2号の規定により市長が指定する敷地は、^{条件1}その周辺の3分の1以上が道路又は公園、広場、川、その他これらに類するもの(以下この条において「公園等」という。)に接し、かつ、^{条件2}次に掲げる敷地のいずれかに該当するものとする。

(1) 2つの道路(法第42条第2項の規定による道路で、同項の規定により道路境界線とみなされる線と道との間の当該敷地の部分を道路として築造しないものを除く。)が隅角120度未満で交わる角敷地

(2) 幅員がそれぞれ8メートル以上の道路の間にある敷地で道路境界線相互の間隔が35メートルを超えないもの

(3) 公園等に接する敷地又はその前面道路の反対側に公園等がある敷地で、前2号に掲げる敷地に準ずるもの

※(1)における公園とは、都市公園法における都市公園かつ公共財産であるものを指します。

都市公園の一覧: <https://www.city.machida.tokyo.jp/bunka/park/shisetu/kouenryokuchiichiran.html>

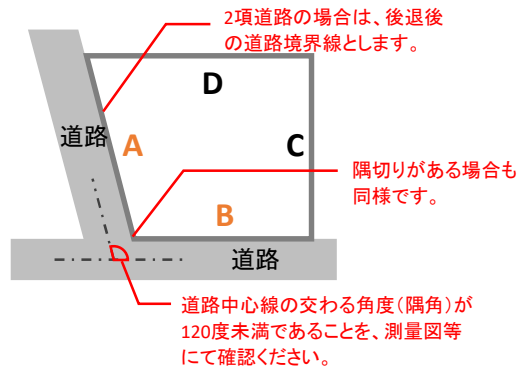
※(1)における道路とは、建築基準法による道路を指します。

(解説) **条件1:** 道路又は公園等に接する境界線(A+B)が、周長(A+B+C+D)の1/3以上であること

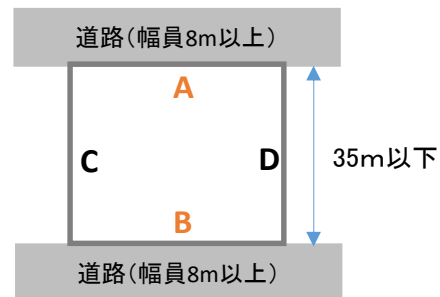
条件2: (1)~(3)のいずれかの条件を満たしている

の2点を満たす敷地は、角地緩和の適用を受けることができます。

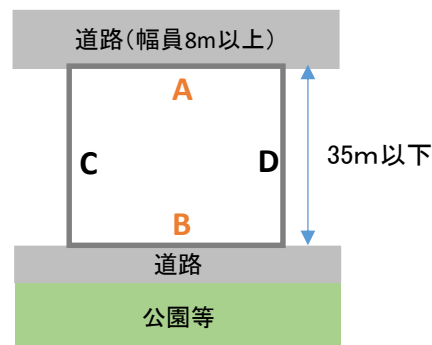
施行規則22条(1)の例



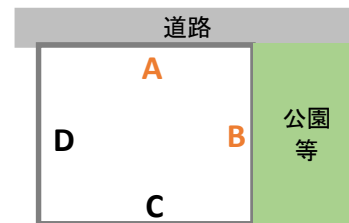
施行規則22条(2)の例



施行規則22条(3)の例



施行規則22条(3)の例



$$(A+B) \geq (A+B+C+D) \text{ の } \frac{1}{3} \text{ 以上}$$

「角地」の場合、こちらの規制も該当する場合がありますので、確認してください。

東京都建築安全条例第2条

https://www.reiki.metro.tokyo.lg.jp/reiki/reiki_honbun/g101RG00001306.html

(概要) 道路の幅員がそれぞれ6m未満の場合は、敷地の隅を頂点とする長さ2mの底辺を有する二等辺三角形の部分を道路状に整備する必要があります。